

仏国での測定結果について

第11回目の返還ガラス固化体の所有者である各電力会社は、仏国において返還対象のガラス固化体（164本）について各測定を実施し、判定基準に対して問題ないことを確認しました。また、事前にガラス固化体表面の磨き上げがされていること及びガラス固化体表面の拭き取りが実施されていることについても確認しました。

なお、測定結果については国に確認いただいております。

1. 測定期間

- ・平成17年 8月22日～平成17年 8月25日
- ・平成17年 9月 5日～平成17年 9月 9日
- ・平成17年 9月26日～平成17年 9月28日
- ・平成17年10月10日～平成17年10月14日
- ・平成17年11月 2日～平成17年11月 4日
- ・平成17年11月14日～平成17年11月17日
- ・平成17年11月30日～平成17年12月 2日

2. 測定項目及び測定結果

(1) 外観

a. 測定方法

目視等により、ガラス固化体に著しい破損がないことを確認する。

b. 測定結果

全てのガラス固化体について、著しい破損がなく、結果は「良」。

(2) 閉じ込め

a . 測定方法

ガラス固化体を測定容器に収納し、排風機によって測定容器内を經由した空気を放射性物質捕集器(フィルタ及びルテニウム捕集材)に通した後、フィルタ及びルテニウム捕集材の放射性物質(揮発性物質である放射性セシウム及び放射性ルテニウム)を分析し、放射性セシウム及び放射性ルテニウムがそれぞれの判定基準(放射性セシウムの漏えい率: 4.5Bq/3本・h以下、放射性ルテニウムの漏えい率: 2.2Bq/3本・h以下)を満たしていることを確認し、ガラス固化体の閉じ込めが健全であることを確認する。

b . 測定結果

全てのガラス固化体は、判定基準を満たしており、結果は「良」。

(3) 表面汚染

a . 測定方法

ガラス固化体を回転させて、ガラス固化体表面をろ紙で拭き取り、ろ紙の分析を行って、放射性物質の表面汚染密度が判定基準(3.7Bq/cm²未満)を満たしていることを確認する。

b . 測定結果

全てのガラス固化体は、判定基準を満たしており、結果は「良」。

以 上